

セーフティネット保証4号に係る市長認定申請について

この資料は「経営安定関連（セーフティネット）保証4号に係る市長認定」の申請手順及び必要書類をご案内するためのものとなります。

1.申請手順

＜手順＞	＜備考＞
<p>＜手順1＞</p> <p>以下の売上高等がコロナの影響を受ける直前年同期と比較していずれも 20%以上減少している、かつ、減少する見込みであることを確認する</p> <p>①最近1か月の売上高等実績</p> <p>②最近1か月とその後2ヵ月を含む3か月間の売上高等実績見込み</p> <p>→ <u>比較方法と比較対象月を確認する</u> <u>【比較対象月確認表（比較方法別）】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、標準の比較方法での比較が困難な方においては、以下の比較方法も選択できるようになっています。 ＞運用緩和（イ）（ロ）（ハ） ＞最近1か月を最近6か月平均等に変えて比較 <p>※標準の比較方法にて認定基準を満たす場合は、標準の比較方法にてご申請ください</p>
<p>＜手順2＞</p> <p>必要書類を準備して申請書を作成する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「2 必要書類」を確認のうえ、ご準備ください。 ・準備ができましたら、申請書の内容に沿って必要事項をご記入ください。
<p>＜手順3＞</p> <p>下表のいずれかの提出方法で、書類を提出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[窓口予約] 土・日・祝日・年末年始を除く前日までに 「e-KOBE」 からお申込みください。 ・[電子申請] こちらの URL よりご申請ください。
<p>＜手順4＞</p> <p>認定審査を受けて、認定書の交付を受ける</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下表（提出方法と審査方法及び交付までの所要日数）をご確認ください。

＜提出方法と審査方法及び交付までの所要日数＞

提出方法	審査方法	交付
申請者本人が市長認定窓口へ持参する	対面	即日
申請者から委任を受けた金融機関等が市長認定窓口へ持参する	対面	即日
申請者本人が電子申請する	インターネット	申請日から3営業日以内
申請者から委任を受けた金融機関等が電子申請する	インターネット	申請日から3営業日以内
申請者本人が郵送にて提出する	電話等	書類到着から5営業日程度

※交付までの所要日数は、申請書類に不備等がない場合とします

※電子申請に関しては、[神戸市 HP の「電子申請のご案内」](#)をご確認ください

※郵送申請に関しては [「セーフティネット保証等の認定にかかる「郵送申請の実施」](#)」をご確認ください

2.必要書類

[\[様式のダウンロード\]はこちら](#)

・下記書類は目安となりますので、追加で書類が必要となる場合があります

法人	個人事業主
(1) 申請書 ※申請書は「比較方法（通常 or 運用緩和）」に合ったものをご使用ください ※売上高計算書の減少率及び売上高等を転記ください	
(2) - ① 売上高計算書 ※各比較方法における比較対象月は、申請する月により変わります（詳しくは「 比較対象月確認表（比較方法別） 」にて、ご確認ください） ※試算表、総勘定元帳、売上台帳等を用いて作成ください → 比較対象となる年の売上高等は、法人の場合「法人事業概況説明書」、個人（青色申告）の場合「決算書（青色申告用）」を用いることができます ※売上高等における税抜、税込の基準はどちらかに合わせてください	
(2) - ② 月別売上表 ※誓約書、委任状兼誓約書の「金融機関、担当税理士等確認欄」に記名がない場合にご提出ください ※「月別売上表」に代えて、売上高計算書の作成に用いた書類（試算表、総勘定元帳、売上台帳等）でも可とします	
(3) 履歴事項全部証明書（写し） ※主に事業実態（事業所所在地が神戸市内であること）を確認するための書類となります ※本店登記地は、神戸市外だが市内に主な事業所を有しており、神戸市の市長認定を受けたい場合は、市内に事業所があることを証明する書類（支店登記、許認可証、賃貸借契約書等）をご提出ください ※現在の状況と相違なければ、発行日は問いません	(3) 確定申告書（青色又は白色）（写し） ※主に事業実態（事業所所在地が神戸市内であること）を確認するための書類となります ※税務署の申告受付印のあるものを添付ください（電子申告の場合は、受付結果を表示した「メール詳細」を添付ください） ※確定申告書のうち、以下のものをご提出ください ・別表 ・決算書（青色申告の場合）又は、 ・収支内訳書（白色申告の場合） ※確定申告書にて事業実態が確認できない場合は、 <u>確定申告書に加えて</u> 、「個人の開業届」や「許認可証等」をご提出ください
(4) 誓約書 ※金融機関等による代理申請の場合は不要となります ※事前に売上等の確認を金融機関等が行った場合は、確認者欄に記入をしてください	
(5) 委任状兼誓約書 ※金融機関等が代理で申請される場合に必要となります ※事前に売上等の確認を金融機関等が行った場合は、確認者欄に記入をしてください ※申請を代理人に委任される際には、申請者と代理人との間で、書類訂正時の対応を含め、申請内容について十分に認識合わせを行ってください。	

その他、次頁もご確認ください

○比較対象とする年以降の法人成りについて

比較対象とする年時点で、個人事業をしていた場合でも「個人の廃業届」及び「法人設立届」にて同一の代表者による同一事業での法人成りであることが確認できれば、個人事業時の売上高等と比較することが可能です

また、親子、夫婦、兄弟が事業を承継する場合においても「法人成り」と見做します（この場合、旧事業主の「個人の廃業届」及び新事業主の「個人の開業届」にて確認を行います）

○運用緩和について

- ・業歴3か月以上1年1か月未満であることを証明する書類、もしくは、
- ・業容拡大等を行った事実を証明する書類、および、これにより売上高等が増加したことが分かる書類を提出してください

【「業歴3か月以上1年1か月未満を証明する書類」の例】

法人：履歴事項全部証明書、法人設立届 等

個人：開業届 等

※事業開始日の記載のない許認可証（飲食店の営業許可証等）及び賃貸借契約書等では確認できません

【「業容拡大等を行った事実を証明する書類」の例】

- ・営業職、運転手等の増加：雇用台帳等
- ・トラック等の増加：車両を管理する台帳等
- ・店舗増設等：賃貸借契約書、（クリニック等の）開設届 等

※売上高等に反映されるまでに時間を要している（店舗は契約していたが、営業は契約日から半年後に開始した）場合等は、その事実（営業開始日等）が分かる書類も必要となります

【「売上高等が増加したことが分かる書類」の例】

- ・業容拡大前後で売上高等の推移（増加していること）が分かる書類（損益計算書等）

3.注意事項

- ・認定書の有効期間内に、金融機関又は信用保証協会へ経営安定関連保証の申込みをすることが必要です
- ・当該市長認定を受けても、信用保証協会による保証審査や民間金融機関による融資審査において融資を受けられないこともあります
- ・認定後、申請内容と異なる事実が判明した場合には認定書が無効になる場合があります